

参議院科学技術特別委員会会議録第七号

昭和六十三年五月十三日(金曜日)
午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

飯田 忠雄君

後藤 正夫君

高杉 勉忠君

伏見 康治君

委員

岡野 裕君

岡部 三郎君

木宮 和彦君

志村 哲良君

高平 公友君

成相 善十君

長谷川 信君

林 寛子君

最上 進君

穂山 篤君

松前 達郎君

吉井 英勝君

小西 博行君

国務大臣

伊藤宗一郎君

政府委員

竹山 裕君

見学 信敬君

松井 隆君

石塚 貢君

事務局側

科学技術庁原子
力安全局長

第三特別調査室

警察庁警備局警
備課長

外務省北米局安
全保障課長

外務省国際連合
局原子力課長

資源エネルギー
庁公益事業部原
子力発電安全管
理課長

運輸省運輸政策
局技術安全課長

山本 孝君

三角 逸郎君

中島 明君

岡本 行夫君

太田 利邦君

高橋 利彰君

緒方謙二郎君

本日の会議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○委員長(飯田忠雄君) ただいまから科学技術特
別委員会を開会いたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○伏見康治君 きょうこの委員会では最初の質問
でございますので、今度の法案の改正に至るまで
の、核物質の防護措置に関するいろいろな国際協
定が結ばれて、NPTから始まっているいろいろなこ
とが行われてきたと思うんですが、その歴史と
申しますか、経過というのか、そういうものを、まず

筋書きを簡単にひとつ言っていたかと思いい
ます。

○説明員(中島明君) まず先生御指摘の核兵器の
不拡散に関する条約、いわゆるNPTでございま
すが、これは一九七〇年の三月五日に発効したわ
けでございますが、この条約は、まず、核兵器国に
対しては核兵器の移譲等を禁止する、それから、
非核兵器国に対しては核兵器などの製造、取得を
禁止する、そういうことを決めておる条約でござ
いまして、そのほかにも、原子力の平和利用に関
する国際原子力機関、IAEAの保障措置などに
ついて規定しております。この核兵器の不拡散に
関する条約、NPTは、一言で言えば、核兵器を
持っている国をこれ以上ふやさないことによつて
核戦争が起る危険性を少しでも少なくしようと
するものでございます。

他方、核物質の防護に関する条約は、こちらは
一九八七年の二月八日に発効したわけでございま
すが、核物質の不法な取得及び使用を防ぐという
ことを目的としておりまして、そういった観点か
ら、核物質を防護する、あるいは核物質に関する
犯罪行為の処罰を行う、そういうことを規定して
おります。したがって、こちらの核物質の防
護に関する条約の方は、核ジャックの可能性とい
うものがないように、個人または集団による核物
質の盗取その他不正使用、そういったことを防ぐ
ということを目指しております。

○伏見康治君 そういうことで、NPTからだん
だんそういうことに対する考えが出てきたわけで
すが、昔三十年前に原子力のことを考えたとき
には、核兵器問題というものと平和利用問題とい
うものは相当はつきり分けられるものだというふ
うに私は考えていたわけですが、近ごろになって、
その間の関係というものは私がかつて想像したよ
りもはるかに実は密接なものであるということ

認識するようになってまいりました。

例えばチェルノブイルの原子炉の事故というも
のは、これは平和利用ですから事故が起つても
実は余り大したことはなからうと思つていたん
ですが、その結果から申しますと、非常に大
量の死の灰を振りまいてしまったことになるわけ
でして、核戦争が起つたときに匹敵するような
死の灰のばらまき方ですね。つまり、原子炉を長
年運転しておりますという、その中には非常に
たくさん死の灰がたまつておりまして、それが
一どきに放出されますという、原爆の一個や二
個分じゃなくて、何十発分あるいは何百発分か一
どきにその灰が出てくることになる。したがって、
核兵器による放射性物質の被害ということ、核戦
争による被害ということも我々はしよつちゅう宣
伝で聞かされていくわけですが、平和利用の場合
にも粗相をいたしますという核戦争に匹敵する
ような大きな災害が起るというのを改めて
チェルノブイルの事故によつて認識せられたわ
けです。

それから、そういう意味での計算をやってみま
すと、日本でも三十何基かの原子炉が動いており、
世界じゅうで何百基かの原子炉が動いておりま
して、その核燃料の中でプルトニウムが絶えず生
産されているわけですが、きょうの本会議で、イギ
リスやフランスで処置してプルトニウムに仕立て
るというお話があつたわけですが、日本だけでも相
当な分量だと思ふんですが、全世界的に考えてみ
ますと、このプルトニウムの生産量という
ものは大変なことになるわけですが、そして、濃縮
ウランの場合と違ひまして、プルトニウムの方は
いきなりそれが核爆弾の原料として使え得るわけ
でして、つまり、そういう意味では、平和利用をや
る段階の中で核兵器ができるという潜在的な可能
性というものがどんどんふえていくということ

私たちは考えないわけにいかないわけです。

それで、こういう核防護という、つまりそういう潜在的な可能性のあることに対して事前に核兵器に転用されないような措置を講じておくということは、これはもう極めて大事なことになる。十何年前に考えたことよりも今日の時点で見ると非常に大事なことになる。今日の時点で見ると、ひとつ国としてこの問題を真剣にぜひ取り扱っていただきたいという希望をまず申し述べさせていただきます。

ところで、この新しい問題になっております核防護の条約、PP条約と略称したいと思いますが、このPP条約の発効、PP条約そのものがまとまったのは一九八二年だと思ふんですが、長い間それが発効するという事態にならなかったという理由はどういうところにあるのかちょっと説明していただきたい。

○政府委員(石塚賢君) お答え申し上げます。

我が国におきまして原子力利用というものが非常に進んでまいりました。原子力利用というものが原子力施設におきます核物質取扱量の増大がしたがって予想されるということでございます。ただいま先生御指摘のとおり、この核物質防護措置というものは今後とも非常に重要なものになっていくであろうという段階を迎えたということでございます。

また、国際的にも核物質防護は原子力活動を行う上での基本要件として認識されているわけでございまして、原子力開発の先進国たる我が国では、こうした国際的な責務を果たすためにも、かねてから関係省庁間で今回の法改正の前提となります核物質の防護に関する条約というものの加入のために必要な条約の解釈等につきまして検討を進めるとともに、また加入のために必要かつ適切な国内法の体制について協議を行ってきたところでございます。

核物質の防護に関する条約は、ただいま先生御指摘のとおり昨年二月発効いたしました。このほ

おるわけでございますが、このほど私も政府部内におきまして所要の検討も終了いたしました。

このときで、我が国といたしましても、同条約に早期に加入すべき立場から今国会でこのための承認が先日得られたということでございます。またあわせてこれに必要な措置も含めた原子炉等の規制法の改正を行うことにしたものでございます。

なお、そのおくれた理由につきましてお尋ねでございますけれども、核物質の防護に関する条約といえますものは、やはり核物質に関する犯罪行為の処罰義務等刑罰関係の規定を有しているものなため、この義務の履行のためにいかなる国内法体制を整備すべきかということにつきまして、他の締約国の国内法等の調査も含め慎重な検討をする必要がございまして、これに時間を要していただいております。

特に、条約が処罰を求める犯罪の中には、外国人の国外犯といふものにつきまして、これは従来我が国の刑法では担保できない部分でございまして、たけれども、これにつきましては昨年の刑法改正によりまして刑法の第四条ノ二というものが新設されました結果、刑法上の罪については条約上の国外犯の処罰の義務というものが担保されるようになった。そういう情勢の変化もございまして、今国会において本法案を提出させていただいたものでございます。

○伏見康治君 いろいろ国内法を整備する上において問題点がいろいろあるだろうというところは十分想像できるわけです。というのは、日本は平和国家でございまして、軍事機密といったようなことがほとんど問題にならない国でございまして、この核物質に関する限り、それが軍事的なものに転用されないためのいろいろな防護措置というのは、完全に平和的な生活をしている国民にとつてはいささか異質な問題でございまして、したがって、今のいわば平和を享受している日本国民の間にこういう危険な物質に対する措置を植えつけるということは相当困難な仕事であらうと思ひま

す。したがって、十分な審議を経てこの法律をつくりになるということになったんだろうと思ひます。

ところで、このPP協定というのは加盟国が何カ国にならないと成立しないというふうに向つていたんですが、そうなんですか。それで、現在どのくらい加盟しているんですか。

○政府委員(石塚賢君) あるいは外務省の方からお答えすることかもしれませんが、私も、私も条約の内容で承知しておりますところでは、二十一方国が加入いたしますと発効するということでございまして、現時点では二十三方国が加入いたしております。

○伏見康治君 その出発点になったNPTの方、それからそういうことを実際に国際的に賄っているIAEAという組織があったりするわけですが、このNPT条約に加盟している国といふものがどういふ国であり、IAEAに加盟している国がどういふ国であり、今度のPPに加盟している国がどういふ国が、この加盟国の相互関係みたいなもの、概観を教えてください。

○説明員(中島明君) まず核兵器不拡散条約、NPTでございまして、これは一九八七年十二月現在、加盟国は百三十六カ国に上っております。我が国は七六年にこれを批准しております。したがって、これは世界のほとんどの国が加盟をいたしております。逆に未加盟国ということでございます。主な未加盟国といたしましてはフランス、中国、これは核兵器国でございますが、核兵器を持たない国、非核兵器国についてはインド、パキスタン、イスラエル、南ア等が加盟していません。世界のほとんどの国が加盟しているという状況でございまして。

○伏見康治君 それから、IAEAは、

○説明員(中島明君) それから、IAEAにつきましては、八七年の七月現在百二十カ国が加盟いたしております。NPTにつきましては今申し上げたフランス、中国が入っていません。五つの核兵器国はフランス、中

国も含めて加盟しております。それから、核兵器不拡散条約に入っていない国であってもIAEAに入っている国が相当数ございます。

○伏見康治君 それで、さつき二十三方国と言われた今度のPPに加盟していただく方はどんな方なんでしょうか。

○説明員(中島明君) PP条約につきましては、現在二十三方国が加盟しておりますが、核兵器国といふことであります。これはアメリカ合衆国、ソ連、いずれも加盟しております。そのほか原子力の利用における先進国、オーストラリア、それからカナダ、さらには東欧の諸国、ユーゴスラビア、北欧のスウェーデンその他、それから一部の途上国、フィリピンやトルコでございますが、そういう国が加盟しております。

核物質の防護に関する条約におきましては、ユーラトムの加盟十二カ国、これはフランス、イギリス、ドイツを含む欧州諸国でございまして、十二カ国一括してかつユーラトムと同時に加入するといふことを方針としておりまして、また核物質防護条約の加盟国にはなっておりません。しかし、近い将来核物質防護条約に入るのではないかと

○伏見康治君 一番やっばり心配なのは、そういう核物質防護に関しているような国際連帯的な作業をしようというときに、それに入っていない方々が一番心配な存在だと思ふんです。フランスとか中国といふれっきとした核保有国、核兵器保有国は別として、インドとかパキスタンとかイスラエルとかいうそういう、新聞によれば潜在的核保有国だと思ふんですが、そういう国々に対しては外務省はどういう見通しを持っておられるか、近いうちに核武装するとお考えになっておられるか、それともそういううわさだけで実体はないというふうにお考えになっているか、その辺のところを聞かしていただきたい。

○説明員(中島明君) 今先生が名前を挙げられた例えはインド、パキスタンという国につきましても、インド政府あるいはパキスタン政府は、みず

から原子力利用につきましては平和目的のためにこれを行うのだということを言っておりまして、みずから核兵器をつくるというようなことを公言しているわけではございません。しかし、こういったインド、パキスタンは、自国の原子力活動の中で、IAEAの査察をすべての活動について受け入れておりませんで、一部の活動のみに対しての査察、保障措置を受け入れるというふうにとまっております。

したがって、私もとしては、そういった国に対しては引き続きどのような政策をとるのかということに注目して見ていかなければならないと思ひます。さらにいろいろな機会をとらえてこういった核兵器不拡散条約の未加盟国というものに対しては加盟するように、NPTの加盟国になるようにということを勧める、そういう積極的な努力をしなければいけない、そういうふうにして思っております。

○伏見康治君 未加盟国で潜在的な核武装をしそうな国に対しては、警戒しなけりやならないことは今おっしゃったとおりだと思ひますが、一方、加盟しておられても堂々と核兵器を持っておられる国、つまりアメリカとかソビエトとかいうそういう国々に対しては、核兵器をできるだけ拡散しないようにする、あるいはむしろ核兵器をできるだけ少なくせよというのが日本の国是だと思ひますが、そういう立場からいって、こういう核保有国に対してはどういう立場をおとりになっているのか。つまり、このNPTのような条約というものは核保有国と非核保有国との間で非常に不平等な条約であるというふうに普通言われているわけですが、その点についての外務省の考えを伺いたい。

○説明員(中島明君) 我が国が核兵器不拡散条約の批准書を寄託するに際しまして日本国の政府声明というのを出しております、その中におきまして「この条約は、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えている。日本国政府は、このような差別は、将来、核

兵器国が核兵器を廃絶することによつて是正されねばならないと信ずる。このため、日本国政府は、核軍縮の促進に特段の努力を払つていく決意である」、そのような政府の立場を表明しているわけでございます。

○伏見康治君 この五月の末から国際連合で核軍縮の特別総会が開かれてきたいろいろな議論があると思ひますが、日本政府がその席でも今言われたような核兵器廃絶の方向に向かつての主義主張を繰り返されることを希望しておきたいと思ひます。

それで、NPT条約あるいは今度のPP条約といったようなもので我々は国際的な機関、IAEAのようなものからいろいろな査察を受ける、つまり平和利用目的の核物質を悪い方の目的には使つておりませんという意味の査察を受けることになつていふと思ひますが、具体的にはその査察というのはどういう形で行われているのかという点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石塚貞君) まず、国内の各原子力施設におきまして核物質というものが平和利用以外のものに転用されていふかどうかということを検証するための制度というものを、日本政府がそれを検証するというような形の制度をまず設けております。さらに二国間条約で定められております保障措置というものはNPT条約の定めによりましてIAEAの査察を受ける、それは日本政府が行つた査察をIAEAによつてさらに確認をしていただく。わかりやすく言えば、そういう形で現在の保障措置が実施されております。

○伏見康治君 それで、例えば使い済み核燃料を再処理してプルトニウムをそこから抽出する、あるいは残りのウラン235を抽出するといったような操作が行われているわけですが、その操作の中で、入り口のところでその中に問題になる核物質がどれだけの量が含まれているか、また出口のところでどれだけの量が含まれているかというのをそれぞれ測定することができずはすませんが、その入つただけのものが必ずしもいづれ出てくるとは限らない

んですが、そういうようなときには一体どういふふうを考えているのか、あるいはどういふふうにして処置するのか。

○政府委員(石塚貞君) ただいま先生御指摘の計量の差といふことは、それは保障措置の分野ではMUF、マテリアル・アン・アカウンテッド・フォーという言葉で私もこれを使つておりますけれども、このMUFというのは、その言葉の意味からいへば、このMUFというのは、これは本来計量できないもの、つまりこの意味でございまして、普通原子力施設におきましては、一年に一回とか二回定期的に棚卸しという形のものが行われる際の帳簿上の在庫量の値と実在庫量との間に生ずる差といふふうになることがございます。これは施設内の各計測点における計測誤差でございまして、あるいは工程内における滞留している核燃料物質、そういったものが積み重なつて生ずるというものでございまして、実際に核物質がなくなつてしまふということとを意味するものではないわけでございます。

なお、国、それから国際原子力機関、IAEA、こういったところによりまして保障措置は定期的な棚卸しのみによつて行われているのではない、MUFという値のみによつて行われているのはございまして、核物質が移動するたにに行われておりますその流れの検認でございまして、あるいは封印でございまして、あるいは監視カメラ、そういったものによつて封じ込めあるいは監視というふうな手段など二重三重の監視がなされておるわけでございます。これらによりまして核物質が施設工程から不正に持ち出されたりなくなつたりしてないかということを確認しているものでございまして。

したがって、こういった保障措置というものは計量によりまして出口と入り口との差だけでもつて行つていふことではございませぬ。いろいろな手段を組み合わせて行つていふというのが実情でございまして。

○伏見康治君 ここで、シュビーゲルという雑誌に去年だけ出ておりましたスキャンダル、西独で

IAEAが査察した結果行方不明のプルトニウムがあるということから、何か担当者がイスラエルかどこか潜在的核保有国の方へ横流したといったような記事がありまして、相当のセンセーションを起こしたのじやないかと思ひますが、うそか本当かわかりませんが、それについて原子力局としてはお調べになつたかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(石塚貞君) 御指摘の先般の西独のスキャンダルで報道された原爆七十発分の不明についての記事でございまして、その事実関係につきましては、シュビーゲルという雑誌の中で一九八七年三月までにIAEAの書類の上では七十個の原爆に相当する核物質が紛失していると記載しておるわけでございますが、この指摘につきましては、その後国際原子力機関、IAEAの保障措置、それからその報告の内容、そういったものを十分に理解せずに行つたものであつて、IAEAが報告の中で用いた数値というものを核物質が紛失したというふうにとりかへておられるわけでございます。すなわち、IAEAは本件がIAEAの保障措置の信頼性というのに対して誤解を招くおそれがあるというふうなことで対外新聞発表をその後行つておりました、その中ではIAEA保障措置下の核物質は平和利用が確保され、さらにまた適切に計量されているということをしてIAEAは明らかにいたしております。

したがって、一九八七年におきましても、IAEAの保障措置のもとに置かれた核物質につきましては平和利用が確保されたというふうには私も理解をいたしております。

○伏見康治君 IAEAの立場でそういうことはなかつたとはっきり言われたことは大変いいんですが、シュビーゲルによると、何か悪いことをした人が罰せられたとか逃げたとかいうようなことまで書いてあるんですが、そういう方面はどうなんでしょうか。

○政府委員(石塚貞君) もう一つの方の事実関係

につきまして、その内容も不明でございまして、それと今回の間には何ら関係がないものというふうに私どもは理解いたしておる次第でござい

○伏見康治君 日本は従来からNPT条約に基づいてIAEAの査察を受けてきて、それで十分かと思つていたんですが、今回のPP条約が加わると今までやってきたことより何かさらに厳重になるというふうな意味ですか。何か、それだけ、どういふ面でも変わるんでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 現在の日本の核物質防護措置、これは既にいろいろ実施されておるわけですが、その指針となつておりますのは昭和五十六年に原子力委員会が決定いたしました、事業者として核物質防護上とるべき措置の要件、これに従ひまして実施されております。

原子力委員会が決めましたこの要件、これは実はIAEAがつくりました核物質防護上の指針、これは各国に勧告されたわけでございまして、そういうものをもとに原子力委員会が日本の実情に合ったものとしてつくつたものでございまして、これは現状においておおよそすべての項目について国際水準に達しているというところでござい

ますので、内容的には既に十分な措置が施されて

いる。今回の法律改正におきましては、このIAEAがつくりかつ原子力委員会が策定しました基準というものを法令上明確に位置づけるといふ趣旨で法令上の措置を施しているものでござい

ますので、法律を改正し、もちろんその一部には核物質防護のための規定をつくるという規定、認可するといふことでございまして、核物質防護のための管理者を置くといふような点につきましてはより拡充された制度といふことになっておりますけれども、防護措置としてなされる項目につきま

しては、特に今回法律を改正したといひましたも

実質的には変わるものではございません。○伏見康治君 先日実はこの委員会の何人かが東海村に参りまして、原研並びに動燃でフィジカル

プロテクション、PPなるものがどういふふうに行われてゐるかを見学させていただいて、その実態の幾分かを見てきたことになるんですが、問題になる区域を金網の塀で取り囲んであるとか、出入りする人は特定のカードを持った人でなければ入れないとかいふようないろいろなPPがあるわけですが、そういう具体的なやり方についてちよつと説明――全面的でなくていいんですが、ごく簡単に何か……。

○政府委員(石塚實君) 具体的な項目だけ御説明申し上げますと、まず、使用中とかあるいは貯蔵中の核物質につきましましては、例えば核物質防護のための区域を設定する、あるいはその区域の監視を行うといふこと、あるいは区域の出入り管理、区域に入つたり出たりする人の管理をするといふこと、あるいはその核物質の所在とか移動、そういったものについてその確認とか封印とかかぎをかけるといったそういった管理、それから侵入警報装置等の維持でございまして、あるいはいざという何かトラブルが生じたときの連絡通報体制の整備でございまして、あるいは核物質防護の詳細に係る情報の管理でございまして、緊急時における対応体制の確立、それから核物質防護に

関する設備あるいは機器、そういったものの保守点検、それから核物質防護のための組織体制の整備、それから核物質防護に関する従業員の教育訓練、こういった項目が施設で取り扱われております核物質に対する防護措置といふことにならうかと思ひます。

また、輸送中の核物質防護の要件といたしましては、これも基本的には原子力委員会の報告書の中に示されてございまして、核物質防護計画書の策定あるいは輸送の責任者の付き添ひといったこと、それから輸送中の連絡通報体制の整備、また輸送容器等の施設あるいは封印といふこと、それから核物質防護計画の詳細に係る情報の管理、それから緊急時における対応体制の確立、こういったことが主な項目であらうかと思つております。

○伏見康治君 これは通告してないんだけれども、二、三日前に核物質をトラックで輸送してゐるときに何か原子力反対運動の方々が追跡したといふ新聞記事を見ました。つまり核物質を移動するといったようなことはできるだけ知れないようになすつてゐるんじゃないですか。核ジャックが途中で待ち伏せして何かするといふようなことを避けるためには、銀行の現金輸送車と同じようなもので秘密行動をされるんじゃないか。あの場合はどうしてそれがわかつたんでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 輸送計画書ができますと各県の公安委員会等に届け出るということになつておりました、経路あるいは時刻、そういったものにつきましましては公安委員会の指示を受けながら輸送するといふ体制になつております。

そこで、核物質を防護する観点からやはり情報を管理しなければいけないという性格のものもございまして、そういったものは必要に出ないか

ないようにするといふのが一応の考え方ではないかと、特に法律で縛つてゐるというものでござい

ますけれども、私たちが行政の立場からはそういった情報が漏れないような方向でやつていただくと

いふことが基本であると思つておりますけれども、やはり情報はそれぞれ必要と

ところには一応届け、お知らせしておるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

ますので、何らかの経路で知られるということもござい

に徹するという立場でございますので、それが万
一にも核ハイジャックみたいなものに脅かされて
悪い結果にならないようにあらゆる対策を練って
いたいただきたいという希望を述べて、話題を少し変
えたいと思います。

きょうの本会議でもちよつと申し上げたことで
ございますが、チェルノブイルの事故というものは、
他山の石としてそれを利用すると言つては語
弊がございますけれども、あれを一つの実験と考
えますと、極めて貴重な実験データを提供してい
ると思ふんですね。つまり、何人も人を殺したり
何十人も人を重篤な放射能症状にさせたりする
ということは本当の実験ではできないことでござ
いますので、結果から言ふとこれは非常に貴重な
データだと思ふわけです。

広島と長崎に、昔ABCと称していて、今、放
射線影響研究所と称する施設がございまして、特
に広島、長崎の原子爆弾の放射線が人体に与えた
影響を長年にわたって追跡調査をしていたとい
うことは皆様よく御承知のとおりでございますが、
そういうデータから、人体にどのくらいの放射線
が当たった場合にはそれがどういふ障害を与える
か、例えば、がんがどういふふうになるかとい
う率で発生してくるかといったような非常に貴重
なデータを提供してきたと思ふんですね。

ところが、数年前から、その広島の原爆の中性
子とかガンマ線の線量の値がその当時考えていた
ものが実は相当狂っているんだということに気が
つきまして、改めて広島島の瓦の上にできている誘
導放射線の強さを調べ直したり、何か大騒ぎをし
て改めてその線量を確立し、それによって昔から
やってきたABCの疫学調査的なものを書き直
すといったようなことがございました。そういう
苦勞をしておられる方々の姿を見ますと、チェル
ノブイルの事故というものはそういう方々にとつ
ては非常に貴重なデータをたくさん提供している
というふうにも考えられるわけです。

よかれあしかれ、今後人類というものはいろん
な意味で放射性物質とおつき合いをしながら暮ら
すことになるわけですね。

していかなくちやならないわけですから、そうい
うデータをちゃんと整えておくということは原子
力の将来にとって極めて大事なことだと思ふん
ですが、そのチェルノブイルの事故の後で、そうい
うデータを獲得するため、ソビエトの方あるいは
IAEAの方々がそういうデータをちゃんととる
ように何か日本政府としては措置をなさったかど
うかということ伺います。

○政府委員(松井隆君) 先生御指摘のとおり、疫
学的データを集めましてそういうものを評価して
おくということは極めて重要な課題であらうとい
うふうに考えております。

それで、今先生御指摘のソ連からの話でござい
ますけれども、実は先生御案内のとおり、日本と
ソ連との間には科学技術協力協定という協定がご
ざいまして、それに基づきまして幾つかの分野の
協力が行われているわけでございます。その中の
一つに原子力があるわけでございます。従来は
核融合を中心にしてやられていたわけございま
す。

それで、実はチェルノブイル後でございませう
けれども、六十一年九月にその協定に基づく日ソ科
学技術協力委員会というのが開催されました。そ
のとき、先生の御指摘もこれありましたものです
から、私もその場でソ連側に対して、
チェルノブイル原発事故に関連した日ソ共同疫学
調査という形で提案を申し上げた次第でございま
す。ただ、その場では明確な賛同は得られなかつ
たというのが現状でございます。それで、さらに
もう一回、しつこいようでございますけれども、
翌年、六十二年十二月でございませうけれども、同
委員会が開催されましたときに、再度私どもの方
から幾つかのテーマにつきましてソ連側に共同調
査という格好で提案を行いました。

それで、その六十二年十二月におきましては、
日本側は放射線医学総合研究所、ソ連側はソ連邦
医学アカデミー全ソ放射線医学科学センターとの
間でその課題につきまして共同調査を行おうとい
う形で合意はされてございます。

それで、じゃ具体的にどういふことをやってい
くかという内容を詰める段階になってきておるわ
けでございます。私どもの方から提案したもの
でございませうから、近く放射線医学総合研究所の
方から、例えばセシウムの摂取量と生物学的半減
期の問題等々幾つかのテーマを考えておりまし
て、そういうものの具体的協力内容をソ連に提案
いたしまして、そこでもう少し具体化したいとい
うふうに考えてございます。

一方、それは二国間の話でございまして、多国
間といたしましては、一つは先生御案内のとおり
国連に科学委員会、これは略すとそうなんでもござ
いますけれども、UNSCIEAR、ユナイテッド・
ネーションズ・サイエンティフィック・コミッ
ティー・オン・ザ・エフェクツ・オブ・アトミック・
レディエーションですが、アンスクエアと我々は
略称で言っていますけれども、そういう会議が
ございまして、これがここの六月にウィーンで
開催されるというふうになってございます。

それで、そこにおきまして各国からチェルノブ
イルに関するそういうデータも提供されるとい
うふうになっている次第でございます。これにつ
きまして、日本は放射線医学総合研究所が中心
になりましてそういうふうなもので、日本の
データの取りまとめももちろんいたしますし、逆
に各国からも出しているという形で、日本か
らも参加してそういうものの収集あるいは国際的
な協力の輪を広めるといふ形に努力してまいり
たいというふうに考えている次第でございます。

○伏見康治君 前に申し上げたことがとにかく一
応取り上げられて実行に移っているようで、大い
にその線で推進していただきたいと心から希望い
たします。

私自身が昔、原子炉の安全性、特に立地条件を
つくるという作業の片棒を担がされたことがある
わけですね。先日亡くなつてしまいましたが藤波さん
がまだ課長時代だったかな、に御一緒に仕事をし
て、原子炉の周りに勝手に人が入つてはいけない
区域をつくるか、あるいは人が住めないところ

をつくつておくかというふうな、そういう条件を
いろいろ検討したことを思い出したんですが、そ
の際に、私たちは原子炉から何か放射能を含んだ
煙のようなもの、トリウムが外へ逃げていくとき
にそれがどういふ行動をするかということを一応
考えてみたことを思い出したわけですね。その際
に、
富山先生という気象学の大先生がおられまして、
その先生が風の吹いている中でトリウムがどうい
うふうに変形していくか、またどういふふうには
散っていくかという大変難しい気象学的な方程式
を立てられて、それでどのぐらい行けば放射能の
雲がどれだけ薄くなるかといったようなそういう
計算を非常にたくさんおやりになったことを思い
出したんです。

ところが、この間のチェルノブイルのときのい
ろいろな情報を伺いますと、特にNHKの、現地
というか、つまりスウェーデンあたりの話を聞
きますと、決定的な要因というのは、結局雨
が降るか降らないかで放射能が地上に降るか降ら
ないかが決まってしまうって、上を通る放射性の雲
から出てくるラディエーションなんというのはほ
んど問題ではない、決定的な要因は雨であるとい
うことになってしまったようなので、私は昔
やったことに本当に意味があったかどうかとい
うことをいささか反省させられているわけですが、
そういう意味でのチェルノブイルからの教訓とい
うものは何かありますかね。

○政府委員(石塚貫君) チェルノブイルの場合に
ソ連で非常に雨の影響が大きかったというふう
に報ぜられておりますし、この件につきましては、
チェルノブイルの事故の後、原子力安全委員会の
ソ連原子力発電所事故調査特別委員会においても
取り上げられ、検討がなされております。

ソ連の場合、何分非常に大量の放射性物質が放
出され、それが非常に広範囲に拡散したのは降雨
による影響が大きかったのが一つの原因である
というふうに言われておるわけでございますが、我
が国の事故調査特別委員会におきましては、この
問題につきまして、我が国の立地評価上の被曝解

考え方、現在、炉の保有する、何というのですか、物理的特性を可能な限り生かした受動的な、あるいは静的な安全防衛系、そういうものを採用するという方法があるんじゃないかという形で固有安全炉というものの研究を進めるといことも重要であらうという認識でございます。それで、これも先ほどの原子力委員会の長期計画に戻りますけれども、やはり同じような認識でそういったものをちゃんと基礎研究でしっかりやるべきであるということをやっております。

先生御案内のとおり、各国におきましても軽水炉のあの型でもって固有安全性を高めたタイプの炉、それからモジュラー型の高温ガス炉タイプの炉、あるいは高速炉でもってより安全なモジュラー型のタイプの炉、そういった研究というのはいろいろと進んでいるわけでございます。

それで、日本で考えておりますのは、一つは、軽水炉につきましてはメーカーもいろいろと基礎研究はやっていて思いますが、国といたしましては日本原子力研究所が中心になりまして軽水炉タイプでより固有の安全の炉ができないだろうかといった調査、設計、研究というんですか、そういうものを始めているところでございます。

それからもう一つ、高温ガス炉でございますけれども、これにつきましては比較的小型の安全炉ということも前から言われているタイプの炉でございます。それで、日本としてもそういったものの重要性を認識してまして、ひとつ日本としてもやっぱり独自に自前でそういうものをちゃんとつくって運転してみることが大事じゃないかというところで、日本原子力研究所におきまして、従来多目的高温ガス炉というアイデアであったものを交換いたしまして、むしろ将来のことを見まして、高温ガス炉技術の基礎の確立あるいは高温ガス炉技術の高度化あるいは高温工学に関する先端的研究、そういったようなものを目的といたしまして、高温工学試験研究炉というふうな名前前で我々言っておりますけれども、そういった炉をつくろうというところで本年度の予算でも実施設計等

のお金をちようだいいたしておりますので、これから着実にそういうものを進めていきたいという形で、新しいいろいろな知見につきましてはお互に吸収いたしましてそういうものを反映させていきたいというふうに考えているわけでございます。

○伏見康治君 また話を常軌的な方へ返したいんですが、先ほど消滅処理の研究があると言われた高レベルの廃棄物の処理処分、消滅処理というのはや遠い将来のお話だと思うんですが、さしあたって高レベル廃棄物というものをどういう方法で処理処分するか、その現在の考え方をいかなものを教えてください。

○政府委員(松井隆君) 現在の高レベル放射性廃棄物の処理処分の基本的な考え方でございますけれども、再処理工場で使用済み燃料から分離されたいわゆる高レベル放射性廃棄物につきましては、これは液体でございますのですからまず安定な形態に固化しようと。その場合に使う手段としては、現在ガラスでやろうというふうに考えております。もちろんアイデアとしてはオーストラリアが持っておりますシンロック方式とか、岩石に似たようなものにしようとか、そういうアイデアもございまして、基本的に世界各国、日本もそうでございますけれども、ガラスで固化しようというふうに考えています。

先生御案内のとおり、ガラスというのは多種類の元素を均一に溶かし込むということで非常に安定的にその中に封じ込められるという性質がございまして、長期間にわたって安定な物質である。それからもう一つは、ガラスについては、人類がかなり古くから使っておりますものだから、そのプロセスに關しての非常に完熟度が高い。そんなようなこともございまして、世界的にガラスで固めようというのが一般的になっております。

固めたものにつぎまして、次が、まだ放射能物質がかなりあって発熱するものでございまして、地下に埋めるためには大体百度ぐらいまでの温度を下けた方が望ましいということで三十年から五十年間ぐらい、これは多少燃焼度によって違

うものでございまして三十年から五十年と幅があるわけでございますけれども、ぐらひ貯蔵いたしまして、その貯蔵した後にそれを今度は地下数百メートルより深い地層に処分をする。これが基本的な考え方でございます。

これにつきましては我が方、日本といしまして、まずガラス固化につきましては燃焼事業団を中心にして、日本原子力研究所も一緒にやっておりますけれども、十数年の長いガラス固化の技術の研究開発を進めてございまして、こ

とから予算をいただきまして、昭和六十五年に試運転が開始できるようにガラス固化プラント、これは具体的に現在燃焼事業団の再処理工場にありまして放射性高レベル廃棄物をそこでガラス固化しようという形で、そういう施設の建設に着手したいというふうに考えているわけでございます。

それで、三十年から五十年貯蔵した後に地下に埋めるわけでございますけれども、ただ地下に埋める場合にも、まだ私も地層の中の深いところのいろいろと岩体とかあるいは水理とか水文とかわからないことがございまして、それから、それについてはまたこれから大いに勉強しなくちゃいけないということを考えております。

そういうことで、着実に将来そういった形で完全に処分をしたいというふうに考えておる次第でございます。

○伏見康治君 簡単な質問ですが、ガラスにもいろいろなガラスがあるんですね。普通の安いガラスはソーダガラスですが、何かガラスによつては水で洗っても外へ抜け出るものが非常に少ないガラスがあるといったような話を聞いたことがあるんですが、そういう研究も行われているわけですか。

○政府委員(松井隆君) ガラスにつきましては、現在考えているのは、いわゆる硼硅酸ガラスと申しますか、それを考えてございます。この特色は、いわゆるピーカーとか試験管とか、そういった理化学用ガラスとしてかなり用いられているガ

ラスでございます。これは水や薬品に対しまして非常に耐食性にすぐれているという特色があります。それから同時に耐熱性にも非常にすぐれておるといことで、高温にさらされてもかなり丈夫にしっかりとのものでございまして、そういう特色がある。それからよく窓ガラスに用いられているソーダガラス、先ほど先生の言われたソーダガラスは窓ガラス等に用いられているものでございまして、それよりも、そういったものに比べてガラスの溶融温度を低くすることができるといことで、プロセス材料技術と申しますか、そういうものをつくる過程における材料の負担を軽減することができるとか、そういった幾つかの特色がございまして、今のところ大体硼硅酸ガラスということを考えている次第でございます。

○伏見康治君 これは余談ですけども、チェルノブイルの事故のあったときに、あるロシア人が日本でゼオライトをたくさん手に入れる工夫はな

いだらうかと。ゼオライトというのは、ガラスと同じように結晶の中に洞穴がたくさんあつて、ろんな外からの物質を吸着してくれる材料ですね。ガラスに限らず、私はもっと広い視野から、ろんな物質を中に内蔵してくれるような物質を探すべきだという感じがするんです。ガラスにこだわる必要は必ずしもないんじゃないか、話は別ですが。

もうそろそろ時間が迫ってまいりました。今は非常に強い方の廃棄物処分のお話を伺ったんですが、逆に今度は、非常に汚れ方が薄くて、殊に放射性物質の寿命が短くて、初めは確かに放射性物質で汚れていたけれども今はディケーしてしまつて計数管にもかからないといったような弱い放射性物質というか、汚れ方の非常に薄いものがあると思うんですが、そういうものの処分方針はどういうことになっているんでしょうか。

○政府委員(松井隆君) 先生御指摘のとおり、同じ放射性廃棄物と申しましても非常に極端にレベルの低い放射性廃棄物もあるわけでございます。それで一つの想定でございますけれども、今後原

子炉の廃止措置というのをやった場合には当然そういうものがかかり出てくるであろうということも予想されるわけでございます。

それで、昨年の六月の先ほど申しました原子力委員会の長期計画でこれに対する認識でございませうけれども、放射能レベルに応じた合理的な処分を行うこと、このための基準の整備等を進めることとするということが重要ではないか、またこれらの廃棄物については一定の条件を付して再利用の道も開くものとし、このための研究開発等を進めるということで決まっております。

それで、このような方針を受けまして、主として現在日本原子力研究所を中心に行っておるわけでございませうけれども、極低レベル放射性廃棄物の合理的処分にかかわる安全性の試験、それから原子炉施設等の解体によって発生する廃棄物の再利用技術の開発、そういうものを今進めているところでございます。

なお、具体的に今後どういうふうに進めていくかということにつきましては、原子力委員会の長計は非常に大きな方針を示しているだけのものでございませうから、昨年十一月から原子力委員会に先ほど申しました放射性廃棄物対策専門部会というのをつくりまして、そういうところで今検討を進めているところでございます。

○伏見康治君　そういうことを考える上においてICRP勧告の、どういう放射線のレベルまでは許されるかというその数字が非常に大事なものであると思うんです。このICRPの勧告が随分長い間たなざらにならないうちに国内の法規の中に反映されていらないように伺っているんですが、それはどういふふうにならないうんでしょうか。

○政府委員(石塚賢君)　御指摘のとおり、極低レベルの廃棄物であつて規制の対象を除外できるレベルはどういふレベルに設定すべきかといったことにつきましてはIAEAにおきまして引き続き検討中でございますが、原子力安全委員会におきましては、この値につきましては、そういう国際

的な動向も踏まえまして現在専門部会で検討を行つておるところでございます。

また、この濃度値を検討するに当たりましてはいろいろな検討項目がございませう。例えば対象とすべき廃棄物の種類あるいは形態をどういふふうに分類していくかという問題とか、あるいは線量評価モデルをどのように設定していけばよろしいかという問題、あるいは測定できる下限値、あるいは自然の放射能レベルとの関係をどのように考えるか、そういう多様な問題がございまして、こういうものを現在総合的に検討を進めているという段階でございます。

○伏見康治君　そろそろ時間が終わりになりますが、実は長官、きょうの本会議で質問する予定だったものが議長さんに時間超過と言われて割愛しちゃったのがありますので、ここでそれを復活させたいんですが、よろしいでしょうか。

人間はよかれあしかれ放射能というものを発見してそれを使う道を発見してしまひましたので、放射能とつき合うということが必然になつていくわけですね。それは嫌だと言つて逃げるわけにはいきませんで、これを我々の生活の中に取り入れてそれから受ける害をなくして利用すべきところは利用していく、そういう立場をとらざるを得ないと思うんですが、大抵の方が、放射線というものは目には見えないし肌には感じられませんので、何か要するにわからないもの、わからないものは非常に恐怖心をあふめるものでありまして、それが原子力に対する嫌悪感というものを助長していると思うんですね。

私は、これからの人類というものは放射線と共存していかなければならぬはずなので、もう少し私たちが身近なものとして放射線を知る必要があると思うんです。そのためにはごく簡単な計測機器、いわばガイガーカウンタみたいなものをもっと安く大量生産してそこらじゅうに配つて、どなたでも簡単に放射線をはかる——例えば近ごろ、チェルノブイルのおかげでヨーロッパ諸国から入ってくるチーズが大抵汚染しているという

ようなお話がありますね。そうすると、それをどこかしかるべきところにはかつてもらふんじやなくて、手軽に皆さんが自分ではかつてみられる、そして納得してヨーロッパのチーズを召し上がつていただくといったようなことができれば私は非常にいいと思うんですが、そういう意味で測定器、放射線検出器というか、そういうものを普及するということをひとつ考えていただきたいと思います。

そこで、それに関連してもう一つ、私の友人が人にしきりに運動しているお話をちよつと御紹介申し上げておきたいと思うんですが、ミュンヘン工科大学で原子核物理をやつておられます森永晴彦さんという方がおられます。元東大教授で途中からドイツへ行つた人ですが、この人がドイツで研究している間に加速器を使ってアルゴンの42というのをつくることのできるようになりました。これは全く新しい放射性物質なんですが、そのアルゴンの42というのは割合に寿命が長く、一通つてそれをボンベの中へ詰めておきますというとき長く放射性物質としての性質を持っています。その中に針金を突つ込んでやりま

すとアルゴン42が崩壊してできるカリウムの42というのがその針金の表面に沈殿してまいります。カリウムの42というのは寿命が、正確な数字を忘れてしまひましたが、せいぜい一日ぐらいの短い寿命のものでございます。

それで、例えば田舎のお医者さんにそういう装置、要するにアルゴン42を入れたボンベを備えておいていただいて、その中に針金をつけておいていただいて、カリウムの42が欲しくなつたときにその針金を抜いていただいて例えばゴップの水の中につけますという、これが放射能のカリウムの溶液になるわけです。これは極めて弱くて寿命が短いものですから、放射線障害という面では全然問題にならないので、その水を例えば患者さんに飲んでいただいてそのカリウムがどういふふう

に体の中で伝わっていくかといったような追跡はお医者さんとしてできるわけですね。

そういうわけで、極めて手軽に田舎のお医者さんでも放射性物質をトレーサーとして使える可能性があるわけですね、そういうやり方で放射性物質というものを国民生活の中に普及していくということによって放射線時代に対する国民の心構えが養成されるのではないかと、我が友森永晴彦君の年来主張している点なんでございませう。

その森永さんの言うことをそっくりそのまま受け取るかどうかはまた別問題ですが、その方針ですね、つまり放射性物質を簡単に検出できる放射線検出器を普及していただくことがこれからの原子力時代に大変必要なことだと思つて、長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君)　技術的な問題もありまうので、もし十分でしたら政府委員の方から補足をさせていただきますけれども、先生の年来の御主張でございませう、人類が放射性物質と共存を余儀なくされているので、その共存体制を安定的に持つていくためには、家庭にちよつと体温計や血圧計のようなそういう簡便な放射線検知器を備えつけるべきだという御提案、私も傾聴に値する御提案だと考えます。

全体としても学校、保健所あるいは警察等、そういう方向にこういうものを取り備えるべきだという方向に進んでおりますけれども、先生の御提案も十分検討させていただきますので、先生の御提案としていただきたいと思つております。

なお、不十分でございましたら政府委員の方から補足をさせていただきます。

○伏見康治君　時間が参りましたので……

○吉井英勝君　私は、まず最初にPPの問題から順番に伺つていきたいと思います。核ジャックなど絶対許さないということ、これは当然のことでありまして、そのための核物質防護ということ

は大事な課題であります。

して、そうして従事する科学者、研究者、労働者はもとより、広く国民の監視によつて防護するといふことが一番大事な観点だと思ふんです。原子力三原則の一つ、公開の原則が防護を考える上でも極めて大事な問題であり、その保証を明確にするといふことが必要であると思ひますが、まずこの基本的な問題から長官のお考えを最初に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(石塚貫君) 御指摘の公開の問題あるいは研究者の自主性の問題、こういったことは、やはり我が国の原子力基本法の中の三原則といふことで、日本の原子力の研究、開発、利用の基本であるといふことで規定をされておるわけでございまして、核物質防護のための諸施策を進めるに当たりまして、この原則につきましては十分に遵守し守つていくことが非常に重要であらうといふふうに考えております。

○吉井英勝君 また、あわせて、原子力施設の科学者、研究者、労働者の皆さんの自主性とか、それから専門研究の自由とか自治の保証というのが、みずから防護についての自覚を高め核防護をより確実にしていくという点で大事な問題だと思ふんです。

ところで、核防条約があつて国内法としての本法案でございしますが、この条約と不可分の一部である附属書Ⅰ、Ⅱから成るといふことがこの核防条約で示されているわけですが、この附属書Ⅰの中では第一群で、信頼性の確認がされた者のみが出入りができる、こういうことが示されております。実はこういう点では、米軍などではそれが非常に問題になつてくるわけですが、軍事施設に見られるような信頼性のチェックといふことで、個人の宗教とか思想信条とか人種とか出身についてチェックをするような人間に対する不信から出発したのでは、自覚的な防護は生まれまいと思ふうに思ふわけです。この点について、関係者、国民の自覚的な防護の必要性、またそのために信頼性のチェックといふことで人権が侵害されるようなことは絶対あつちやならぬといふこと、この点を

確認しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石塚貫君) 昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会の報告書にございします「事業者等の措置すべき核物質防護の要件」におきましては、核物質防護のための区域の出入り管理に関するものといひまして、臨時に当該区域の出入りを行う者につきましては事前に信頼性の確認を行った上で許可を与えた者、そういう人に制限すべきことといふことになつておるわけでございします。ただ、ここで言う信頼性確認とは、あくまでも臨時に区域への出入りを行う者に対するものでございまして、具体的には身分証明書等により身分の確認及び防護区域への出入りの必要性、そういったものを確認すれば足りるということとでございします。

したがしまして、通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行うことについてその当該者が認められているかどうかが、そういった確認を行えば足りるというところとございしますから、御指摘のような人権を侵害する、そういった問題につきましては、私も何ら心配はないといふふうに考えております。

○吉井英勝君 その点は非常に大事な点ですので、確認しておきたいと思ひます。

特にこの信頼性の確認については、本当は基準が問題なんです。この基準、方法、判断をするのは一体だれかとかライン上の権限とか、どの場所を確認をするとか、この点は多くは府省令にゆだねられ、あいまいな部分がございします。しかし、特に信頼性のチェックで今おっしゃつておられるのは、あくまでも臨時の立入者に対してのみだと、こういうことでございしますので、この点を確認して、次に行きたいと思ふんです。

米国で実際に行つてゐる信頼性チェックのやり方というのは随分厳しいものでございしますが、アメリカの要請があつたら答弁を変えてアメリカ並みにするといふことになると、これは随分心配なわけですね。日米原子力協定によるアメリカの対日

規制権がこの信頼性確認の方法にまで入つてくるのかどうかという点、この点だけは、いささか気がかりな点でございしますので、そういうものは及ばないといふ、こういう立場かどうか、この点を確認しておきたいんです。

○政府委員(石塚貫君) 御指摘の日米原子力協力協定の実施と今回の法案とは、特に何ら関係はございしません。したがしまして、日米の方の協定の中の規定といふのは、そのために必要な法律改正をこゝで行つてゐるという趣旨ではございせん。

○吉井英勝君 そのとおりなんです、この協定によつて、日本においても信頼性確認の方法についてアメリカのようなやり方といふのをとつても、これは日本は日本のやり方で従来どおりやつてゐるんだからそういうことはいたしませんといふことは、これははつきり答えられますね。

○政府委員(石塚貫君) どういう方法で信頼性の確認を行うかにつきましては、それはそれぞれの国の国情で決まることとございまして、アメリカが日本の信頼性の確認についてあれこれ言ふといふことはなないと思ひます。

○吉井英勝君 また、IAEAのINFECIRCレビューⅠ、これと原子力委員会のPP指針とを比べますと、信頼性確認の区分が違つていて、日本の原子力委員会のPP指針の方がかなり厳しい内容。つまり、例えば同じ研究所の職員が自由に交流し合つて研究していく上でカテゴリーⅡ、Ⅲの区分まで日本では事実上Ⅰの区分が適用となりまふ、内容を見ておられます。そういうことは必要じゃないと思ふんです。カテゴリーⅡやⅢのものを扱うのに、事実上ⅠのカテゴリーⅠの区分で示された取り扱い。余りにも厳しくすると、これは同じ研究者の自由な交流を妨げるという問題が出てくるわけです。この点についてはいかがお考えですか。

○政府委員(石塚貫君) 原子力委員会の専門部会の報告書におきましては、核物質防護のための区域の出入り管理に関するものといひまして、臨時に当該区域の出入りを行う者は事前に信頼性の確認を行った上で許可を与えた者に限り、そういった者に制限するといふふうになつてゐるわけでございします。

また、IAEA勧告におきましては、まず使用中、貯蔵中の核物質防護の要件の冒頭におきまして、総論の部分におきまして、常時核物質に近づき、または諸施設への出入りを許可されるすべての人の信頼性の事前確認を要求すること、そういった記載がございしますとともに、区分Ⅰそれから区分Ⅱの核物質の使用あるいは貯蔵の要件といひまして、内部区域への出入りは信頼性を事前確認された者及びそのエスコートを受ける人たちに限られるべきであるとされまして、防護区域にかかる出入り管理に関する核物質防護上の重要な事項としてこの信頼性の確認が取り上げられておるわけでございします。

上記専門部会の報告書の信頼性の確認に関する要件はこのようないAEAの勧告に対応するものでございまして、我が国の国情に即して原子力委員会においてこのような決定がなされたということとでございします。

○吉井英勝君 あくまで臨時の立入者についてといふお考えから出発してゐるということであつて、再度確認しておきたいんですが、そうすると、この表のⅡ、Ⅲの区分のものについても、これは区分Ⅰの場合と同じような扱いといふより、研究所の内部においては研究者の自由な交流を妨げるようなやり方といふのは運用の面において絶対しないといふこと、そういう意味ですね。そういうふうには確認していいですね。

○政府委員(石塚貫君) 日本におきましては、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、それぞれのすべての区分につきまして、臨時に立ち入る者についてのみそういった簡便な信頼性の確認という手続を今のところ考えてゐる次第でございします。

○吉井英勝君 原子力委員会のPP指針といふのがありますけれども、これはIAEAのよりかな

り厳しいものだと思いますが、今おっしゃったように、臨時の立ち入りの者に限りということ、研究所内部の研究者たちの自由な交流を妨げないものと、こういうふうに確認されたものと私は理解しますので、次にほかのことを伺いたいと思います。

原子力機関に働く者の人権とか基本的権利の尊重、これは当然のことなんでしょうが、またこういう観点からいいますと、このP.P.について、これを進めていくと同時に、そのことによる行き過ぎをチェックするということの必要性ですね、核防護は大事なことです、余りにも核防護が行き過ぎてしまつた問題が出てくる場合がありますが、例えば職場には使用者それから労働者側の代表が入った労働安全衛生委員会とかこういうのが通常つくられますが、またこういう点では既に原子力研究施設の中ではそういう労働者代表が入つてつういふP.P.問題について検討しているところもあります、労働安全衛生委員会とはちろん違う性格のもので、このP.P.についてもそういうふうに進めることと同時に、行き過ぎをチェックするといふ機関なり体制なりを、やはり研究者なり労働組合代表なりが入つた、使用者側も入つた機関を設けて、学問研究の自由とか自治、これがP.P.と矛盾を来さないようにする措置が非常に大事なことにやないかと思うのですが、この点についてお考えを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 今回のそれぞれの核物質防護上の要件、これは原子力委員会が決めました基準、そういうものをベースとしてやっていただくといふことにならうかと思ひます。

そこで、そのそれぞれの防護はそれぞれの事業者が責任を持って事業所内でやるわけでございますけれども、そういうものの、そのよりどころとなりますそれぞれの基準、ただいま申し上げましたとおり、そういうものを制定するに当たりますしてはその時点でもまた原子力委員会の御意見を十分に尊重して決めていくということになっておるわけでございます。

今回の法改正は決して従事者の人権を侵すといふような性格のものではないと思ひます、またその運用に当たりましても、間違つても従事者の人権が侵されることがないよう十分事業者を私も指導し、万漏なきを期していきたいといふふうに考えております。

○吉井英勝君 そういふことがあつたやらないといふことで、おっしゃるとおりなんです、ただ問題は、核防護といふことと同時に、一面この防護が行き過ぎますと、気がかりな問題と申します、人権なり基本的権利にかかわる問題が出てくるという場合がやはり懸念されますので、P.P.の問題というのは非常に微妙な問題を持つてゐるんですね、核ジャックその他から防護する上で厳正にやらなきゃいけないといふ面とともに、それが行き過ぎると、その内部の研究者、労働者の人権なり基本的権利にかかわる問題、非常に微妙な問題を抱えているわけですね、にかかわる問題です。ですから、そういう点では、学問研究の自由や自治がこのP.P.と矛盾しないように、原子力委員会の話今おっしゃつたわけですが、同時に、同時にそこには、その施設で使用者側と同時に労働組合代表なども入つた機関などを設けてつういふことを行き過ぎがないようにチェックしていくといふ体制も、これは非常に微妙な問題だけに私は非常に大事な問題じやないかと、つういふふうに思ふわけですね。この点のお考えを伺つておきたいんです。

○政府委員(石塚實君) 事業者によつて具体的にどのような方法がとられるかということにつきましては、これは個々の事業所の事情に依りまして様々のケースがあると思ひますけれども、いずれにいたしましても、核物質の防護のための措置、これが当該事業所において事業に携わる人々の相互協力の関係のもとで適切に講じられていくといふのが基本であり、望ましい姿であらうと思つております。

働者、労働組合代表とかそういう代表も入つた機関を設けてつういふものを進めていかれる、行き過ぎをチェックするように、それはぜひ考えていただきたいと思ひます。

また、核物質防護管理者の選任に当たつて、天降りとか横滑り、警察、防衛庁など部外者でなく、原子力機関に従事する職員から選任するといふことは必要であり当然のことだと思ひますが、この点はよろしいですね。

○政府委員(石塚實君) そのとおりでございます。

○吉井英勝君 次に、私、実は先日、動燃へ調査に行きましたけれども、動燃といふと、事業団法第一条で「原子力基本法に基づき、平和の目的に限り」となつてゐるわけですが、また、その根拠法となる原子力基本法は、先ほど来局長も確認されたように、第二条では「基本方針」として公開の原則がもちろんだつてゐるわけですが、動燃といふのは国の特殊法人であり、そして動燃のウラン濃縮の予算などは科学技術庁の方から毎年二十八億とか二十二億とか出しているわけですが、実はこの濃縮ウランのプラントですね、これを見に行つたときに気がついたので、それも動燃など日本の原子力の研究開発等に携わつてゐる機関において、これは法にあるように私は公開が原則だと思ひますが、このとおりでいいんですね。

扱いを行つておるところでございます。特にプルトリウム管理状態あるいは侵入警報装置の設置場所、あるいは今御指摘の濃縮ウランの施設、そういう核物質防護上機微な情報につきましましては、それがすべて公開されてしまふとやはりこれはかえつて核物質防護の実効上の問題が出てくるといふふうに考えております、また、ひいては我が国の原子力の平和利用というものが担保されないといふようなことにもなりかねないと思ひわけでございます。

このような観点から、核物質防護上の情報の管理につきましましては、その必要性について既に原子力委員会の核物質防護専門部会におきましてもその点が述べられておるところでございます。つういふ観点から、核物質防護に係る機微な情報についての不必要な分散を抑制するといふことは、これは原子力基本法に言う公開の原則に反しないといふふうに私も考えておるわけでございます。

以上でございます。

○吉井英勝君 今おっしゃつたのは機微なもので、どこに警報装置がついてゐるとかそういう機微なものについては公開しない部分もあるといふ、つういふお話ですね。公開はあくまで原則でしよう。

○政府委員(石塚實君) 原子力基本法が規定をいたしております公開の対象は、研究開発の成果を公開するといふ趣旨であるかと思ひます。

○吉井英勝君 濃縮ウランプラント、工場ですね、その機微な部分、今おっしゃつたように警報装置であるとか、どこに何ががついてゐるとか、それはおっしゃるとおりだと思ひますが、しかし、濃縮ウラン工場そのものが公開が原則か非公開が原則かなれば、動燃事業団の事業団法によつても、その根拠法によつても、これは原則は公開ですね。私、そのことを言つてゐるんです。

○政府委員(石塚實君) 御案内のことかと思ひますけれども、ウラン濃縮の技術、これは技術といたしましては非常に機微な技術といふことになつ

ておりまして、ウランを濃縮することにより核兵器の材料をつくることができるということになっておりますので、ウラン濃縮の技術というものは、ひいてはプラントにかかわります情報、そういったものは私どもはやはり機微な情報として核不拡散上の配慮から十分慎重な取り扱いが必要であるというふうなこれまで対応しております。

○吉井英勝君　そうすると、原子力施設の個々の施設についてのPPの検討を今しているわけですが、けれども、このPPをはるかに越えてしまってもともと施設そのものが機微であるから見せないということになってくると、PPにかかわるこの法律上の部分と全く別な世界がさらに広がっているということになるんですが、そういうことではないんですか。

○政府委員(石塚實君)　核物質防護上管理すべき情報と、それからただいま申し上げました核不拡散上管理しなければいけない情報、これは別のもののごさいます。私どもが核物質防護上のいろいろな手当てをしていく際に注意しなければいけない情報というのは、核不拡散のための情報を指しているものではございません。

○吉井英勝君　濃縮ウラン工場があつて、機微にしたい部分、ノーハウの部分とかそういう部分、工場全部がそういう部分じゃないでしょう。工場全部が全く非公開、こういうことではないんですか。○政府委員(松井隆君)　ここにウラン濃縮をする工場がある、これ自体はオープンでございまして、ただその中で、例えばこの部分は核不拡散上困るとか、あるいはPP上困るとか、そういうことはあり得るかと思っております。

○吉井英勝君　そうですね。おっしゃったとおりが私原則だと思っております。だから、ウラン濃縮工場そのものは原則公開ですね。その中の部分によっては機微を要するといいますが、ノーハウにかかわる部分とかでどうしてもこれは非公開にしておきたい、あるいは機微な情報にかかわるそういう部分があるということですね。大事な点ですので再度ちよつと確認して

おきたいのですが。

○政府委員(松井隆君)　そのとおりでございまして。○吉井英勝君　ただ、現実には動燃の工場というのは事実上、私結局この間お話をしまして最終的に見てもらいますようにということになりましたけれども、科学者、研究者といえども簡単に入つてもらつては困るんだということ、何ですか、私行きましたときにお聞きしますと、副所長さんまでが、実は私も見せてもらえないんですよと言つておられて、日本の原子力研究開発の中で工場丸ごと入れないということ、これはPP関係の問題に先立つて既に非公開の部分の広がっているということと非常に大変な問題だということを感じた次第です。特にこれは国の特殊法人ですね。そして何も秘密に核兵器を開発している研究機関じゃないわけですから、やはりそういうところから次々と原則公開が崩されていくということが非常に大変な問題なんだということを私は指摘しておきたいと思うわけですが。

動燃の話に入りましたから動燃について少し触れておきますと、話変わりますけれども、放射性汚染が通常の百倍から二百五十倍も高い値で検出されたということ、これは科学技術庁の放医研が発表されましたけれども、動燃の希ガスフィルター性能などを伺うと九・八ないし九・九%フィルターの効果が出ていたというお話のようですが、実は現在の動燃の再処理の計画能力に対して稼働状況というのは約二〇%ですね。ですから、さらにこれが一〇〇%稼働になればどうなるかというの、これはこの間の検出値の五倍ですから五百倍から一千数百倍ぐらゐ高い濃度で出てくるという勘定になりますし、また青森県六ヶ所村で核燃料サイクルが計画されて、その再処理工場の建設計画によると、日本原燃サービスは今処理能力年間八百トンの計画ですか、これでいくと動燃東海でかなり高性能のフィルターを使われても出てくる放射性汚染は六ヶ所村であればバックグラウンド値の二千倍から五千倍ぐらゐ出る、こう

いう問題も出ようかと思うんですが、それでも基準値に比べて大丈夫だというお話かもしれませんが、問題は人体ですね。放射性汚染が蓄積されていったときの蓄積量と障害の関係について、せつかくの機会ですので、動燃でこういう問題検出されていきますので、この点についてはどういふふうに検討を進めておられるか、この点だけ一点お聞きしておきたいと思つております。

○政府委員(石塚實君)　今御指摘の動燃の周辺におきまして検出された汚染について安全性的評価の御質問でございまして、この検出された汚染の濃度はごく微量でございまして、住民の健康には全く影響のないレベルでございまして、

ちなみにICRPの勧告値、これは十六歳未満の子供の甲状腺に対する線量限度でございまして、これは五百ミリレムというふうな決められてございまして、それに比べて、幼児の甲状腺に對し今回の値ではこれは〇・四ミリレムにしか相当しないわけでございます。また、再処理工場の現在の運転状態、これが今後継続するといたしまして、実際は雨によつてどんどんまた流されていくという効果もございまして、それを無視しかつ五十年間にわたつて蓄積が継続すると仮定いたしましたも、五十年後における幼児甲状腺に對しましては一ミリレム以下であるというふうな計算されるわけでございます。

安全審査の時点での評価値、これは二百十トン処理という仮定で計算しておるものでございまして、これは幼児甲状腺に對しまして約九ミリレム・パー・イヤー、これは二十年間の土壤への蓄積を考慮してこういった値が計算されておりますが、こういった値、それからICRPの勧告値でございまして先ほど申し上げました千五百ミリレム、こういったものに比べましていづれも非常に小さい値であるということが言えようかと思つております。

○吉井英勝君　私は、大事なことは、基準に合つて安全であるとかいうことよりも、随分努力はさ

れたにしても、性能を高めたにしても、動燃の希ガスフィルターからもなお漏れがあるということ、そういうこと自体が問題だと。それに対して安全だ安全だと言ふこと以上に、それに対する対策をどのようにパーフェクトを目指して取り組むかというその発想こそ私は科技庁に今求められる課題じゃないかと思つて、そのことを指摘しておきたいと思つております。

時間があれですので、外務省に来ていただいておられますので外務省の方も含めて伺いたいんですが、横須賀市で原子力潜水艦事故対策が今問題になっております。地域防災計画がつかれない状態に今あるわけですが、チェルノブイリのような事故が入港中の原潜で起こったときに国や県はどう対応するのかということが今問題になっておりますが、この点はどうか。

○説明員(岡本行夫君)　原子力推進艦が横須賀港に入ります際の安全対策についてお尋ねだと承知いたしますが、米側は累次にわたります政府声明あるいは覚書等をもちまして原子力の安全性を保証いたしました。また米国の港においてとられております安全上の措置は厳格に日本の港でもすべて遵守するといったようなことを約束しております。さらに、日本の領海内においては燃料を補給したりあるいは動力装置を修理したり、そういうことはしないということも約束しております。万全の安全対策をとっていると私どもは考えております。

したがしまして、私どもとして新たに追加的な安全対策というものをとる必要性というのは現在のところは感じていない次第でございまして。

○吉井英勝君　それじゃ改めて外務省に伺いますけれども、昭和六十三年四月二十八日付で「米原子力艦船の寄港三〇〇回にあつたの市長コメント」というのが横山和夫横須賀市長名で発表されました。同時にこれは外務省にも提出されているものですが、このコメントで横山市長は、万一の放射能もれ等の事故対策については国の責任において確立するよう強く要請しております。さき

に開かれまして三港連絡協議会というのがございますけれども、その要望書とも関連して、これは横須賀市長の政府に対する基本姿勢と言えらるるのですが、このコメントで言われている事故対策の確立について、それさえ、今の御答弁ですと、う大丈夫だからその必要性なしというふうにお考えのように伺えるんですが、これはどうなんですか。

○説明員(岡本行夫君) ただいま御指摘の二つの文書は、私もよく読んでお受けしております。

ただ、私どもの考え方は、先ほど申しましたように、米側において所要の安全措置は十分とられている、また日本政府としては行ってあります放射能の測定、これは測定船とかモニタリングポストとか使う方法いろいろございますが、こういったことによる安全性の確保あるいは原子力船が港へ出入りしたときの交通上の安全対策、こういったものは引き続き厳格にとつていく所存でございます。万が一にも事故を絶対に起こしてはならないという覚悟で今後とも安全性の確保には力を入れていく所存でございます。

○吉井英勝君 この点で科学技術庁に聞いておきたいんですが、チェルノブイリ事故の後、横須賀市、佐世保市、沖縄県の米原子力軍艦寄港地をつくる三港連絡協議会が、昭和六十二年三月十三日付で科学技術庁原子力安全課長あてに要望書を提出しております。ここに持ってきてまいっておりますが、私も読んでおりますが、それによりますと、原子力軍艦に係る事故時対策の情報・資料の交換等の促進ということのほか、現在の放射能調査指針大綱以上の大きな事故発生も想定されることから、緊急事態発生時の具体的対応指針を明確にするよう求めています。

この要望にある米原潜の緊急事態発生時の具体的対応指針、これは原潜の寄港を容認して以来毎年のように要望が出ていたわけですが、いまだに科学技術庁はこれに対して答えていないようです。これはどういうわけですか。

○政府委員(石塚實君) 米原子力潜水艦の安全性

につきましては、ただいま外務省の方から御答弁がございましたとおり、十分な安全対策が講じられた上で寄港をしております。したがって、米原潜によります影響といったものが周辺の住民に及ぶことはないというふうに私も確信しております。

しかしながら、地域防災計画という観点につきましては、これは地方自治体がおつくりになるというところでございますので、特に私もその件につきましては、これは国の立場からは必要はないというふうにお考えしておりますけれども、地方公共団体がおつくりになるといふことにつきましては、それは地方公共団体の御判断によるものでありますというふうにお考え次第でございます。

いづれにいたしましても、放射能の調査体制というものが、大綱でございまして、私も、原子力委員会の議を経て定めました原子力軍艦放射能調査指針大綱に基づきまして寄港の都度調査を実施いたしております。そういった枠組みの中で十分の対応策をとっているというふうに思っております。

○吉井英勝君 これは科学技術庁でも外務省でも結構なんですが、アメリカの原子力潜水艦は事故は一回もないんですね。そういうふうには確認していいんですか。

○説明員(岡本行夫君) 私どもの承知する限り、原子力軍艦の安全対策が破れて原子力船が事故を起こして周辺に被害を及ぼすような形で事故があったという事実はなかったと思っております。承知しております。

○吉井英勝君 原潜事故はないんですが、原潜の事故は。

○説明員(岡本行夫君) 御承知のように、世上非常に有名になりましたスレッシュャー号の沈没事件等原潜が何らかの形で事故に巻き込まれた、そのような事態はもちろんあると思っております。

私が申し上げましたのは、先ほど来御説明しております米側の原子力船の安全性に関する保証または誓約、こういったものに対して私どもの方で疑

念を差し挟むような形で事故はなかったということでございます。

○吉井英勝君 これはアメリカの原潜を全面的に信頼するということだけで、事故対策については何ら考えない、もともと事故はあり得ないから考えない、こういう発想ですが、科学技術庁の方も地域が地域防災計画を考えるのは勝手だけれども国は一切考えないんだと、こういうお考えのようでございます。市長も地域住民も、これ何か考えてほしい、大変だとおっしゃっているんですね。ところが、一切考えない。

私はこういう軍事施設について、これはそこでは信頼性チェックも日本のやり方と違うやり方やつていらっしゃるから大丈夫というお考えかもしれないけれども、そこでは核ジャック対策は大丈夫というお考えかもしれないが、事故対策は核の問題について国民の不安や疑念に答えることはできないと思うんですね。少なくとも事故というものは起こるわけなんです。絶対あり得ないという保証はできないわけなんです。そのときの、万全の対策というものをいつも考えるというところが一番大事なわけなんです。実は米軍自身も推進力としての原子力船の事故そのものの可能性というものは否定してはいないということをつけ加えておきたいと思っております。

それで、最後に長官に伺っておきたいんですが、私はきょう軍事施設の問題も最後に触れましたけれども、動燃の問題も含めてやはり一番大事なところというのは、核ジャック、これは絶対許しやならないことです。しかし同時に大事なことは、それはすべて結局この原子力三原則に基づいて自主、民主、公開、とりわけ国民によく知られるというところ、公開で国民的な監視のもとでこういう事態を防いでいくということが大事なことでありまして、動燃などで残念な事態もちょっと見られますが、最後に、国民的な公開、監視の中でPPを進める、この点についての長官のお考えだけ伺って終わりたいと思っております。

○政府委員(石塚實君) 大臣の御答弁の前にちょっと私から原潜につきまして一言最後にコメントさせていただきますと思っておりますが、実際事故が起きるかもしれないということに対する防災対策あるいは防災計画、これは、日本の法体系上、災害対策基本法にのっとり地方公共団体がつくるかつくらないかを御判断される問題でございます。

それから、原子力を推進力としております船の事故についての考え方でございますが、これは一般論といたしまして陸上の施設とは違った対応ができるというふうには私も基本的に考えております。陸上施設の場合は、事故が起きた場合は周辺の住民が避難をしなければいけないという宿命がございますけれども、船の場合は船の方が適当な距離まで動いていくという違いがございます。その点が非常に大きな違いだろうというふうには私も考えておる次第でございます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほど来政府委員も累次申し上げておられますとおり、自主、民主、公開の原則、この三原則を守りつつ原子力の開発、利用を進めるといふことは我が国の基本方針でございます。この方針を堅持することは当然でございます。

また、御審議をいただいております核物質防護等につきましても、当然の自主、民主、公開の三原則の精神に沿いました運用をしていく所存でございます。

○吉井英勝君 時間が来ましたので、終わります。○小西博行君 原子力発電の問題はもう以前から私も何回も御質問申し上げておりますが、何だかんだ言いつつ、原子力発電が今日のように全体の二八%に至るほど発展しているというところは、しかも事故としては大した事故もなして今日までやってきているというところは、事業者の努力はもうろんでおりますが、関係の皆さん方の私は努力だ、そういう意味ではもう世界でトップクラスではないかというように日本人としては自負しているわけですが、しかし、なおかつ、原子力という問題が問題だけに、安全については十分な対応をし

ておく必要があるんじゃないか、ひょっとして油断いたしますと大変なことになる、そういうような大きな問題を私は秘めているんじゃないかと思ひますので、きょうは特に防護とそれから防災という面でお尋ねを申し上げたいというふうに考えております。

これは一昨日も実は省令で定めているというお話もちょっとございまして、私も十分それを熟知しているわけではありませんが、そういう部分も含めてお答え願えたらと思ひます。

まず第一なんですが、核物質の防護管理者の要件、これは府省令で定めるといふように書かれておるんですが、その条件についてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石塚實君) 核物質防護管理者の要件につきましてはお尋ねでございしますが、詳細につきましては政府令の内容で定めるといふこととしておりまして、現在検討中でございしますけれども、大きく分けましてこの要件には二つあるかと思ひます。

まず第一点は、工場または事業所におきまして核物質防護に関する業務を適切に遂行することができ、管理または監督的なそういう地位にある人であるかどうか、それから第二点の要件といたしましては、防護の対象となります特定核燃料物質の取り扱い等についてある一定の知識を有する者であるかどうかという、この二点が管理者の要件であらうかと考えております。

○小西博行君 選任の基準といたしまして、「特定核燃料物質の取扱等の知識」といふように書かれてあるわけなんです。しかし中身がよく私わからないんですけれども、この中身についてはどうなんでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 一定の知識とは一体どの程度の知識かというお尋ねかと思ひますが、主な項目は四つくらいあるかと思ひます。

第一は特定核燃料物質の性質についての知識、それから第二に特定核物質の取り扱いに関する技術的な知識、それから第三に核物質防護というも

のに関する一般的な知識、それから第四に放射線防護というものに関する一般的な知識、こういった項目が考えられると思ひますけれども、現実には、先ほど申し上げました監督的あるいは指導的な地位にある者でございすればこういった知識に関する要件についても十分にこれを兼ね備えておられるはずであるというふうに私も考えておる次第でございします。

○小西博行君 例え原子炉主任技術者とかあるいは核燃料取扱主任者というような資格がございしますね。それで、これなんかは専門知識を相当要求されて、国家試験にまず合格する、そうしてそれから指名されるというふうになっていきますか。

○政府委員(石塚實君) 選任の基準につきましては今申し上げたとおりでございしますけれども、今回の法改正によりまして事業者が義務づけられることとなる要件にみれば、核物質防護管理者がその職務を遂行するに当たって特定核燃料物質の取り扱い等について特に高度な専門的な技術、知識を必要とするというふうには考えられないわけ

でございまして、そういう意味から資格試験制度というものを新たに設けるといふものでは必要ないというふうに考えた次第でございします。

○小西博行君 じゃ、したがいましてこの管理者というのは、特にその義務ですね、義務というのは核物質防護規定を定めて認可を受けなければならぬと、こういうふうになっていきますね。それでいいんでしょうかね、義務は。

○政府委員(石塚實君) 核物質防護管理者の義務といひますか、権限、これは法案の中に書いてございしますが、御説明を申し上げますと、事業者が行うべき核物質防護のための業務は非常に広範かつ多岐にわたるといふふうに考えられますので、その実効性を確保するためには核物質防護のための権限と責任、これを一元的に有する者による統一的な管理のもとで組織的、効率的な業務が行われるというふうに措置することが重要であるというのが前提でございします。そこで、昭和五十五年

の原子力委員会の専門部会の報告におきましても組織体制の整備の重要性が指摘されておるわけだと思ひます。まさにこの核物質防護管理者というのには組織体制のなめになるということにならうかと思ひます。

そこで、核物質防護管理者の当該事業所における具体的な職務あるいは権限の内容につきましては、事業者が当該事業所の事情に依りまして、どういふ物質をどういふふうに取り扱っているか、これはそれぞれの事業所で異なるわけだと思ひますので、それぞれの事業所の事情に依りまして事業者が自主的に策定する核物質防護規定の中において定められることになるわけだと思ひますが、一般的に考えまして、その業務といたしましては、核物質防護規定の制定あるいは変更の立案でござい

ますとか、あるいは今回の法改正により事業者に義務づけられることとなりますいろいろな防護措置に関する業務、あるいはこういったものが関係法令及び核物質防護規定に準拠して適切に行われるよう指導、監督する、あるいは緊急時を含めまして従業員等に対して必要な指導、指示を行う、そういうことが権限、職務内容にならうかと思ひれます。

○小西博行君 今のお話を聞いておりますと、かなり高い職務というふうに受け取るわけですね。

そうなりますと、緊急時に対するいろいろな対応の仕方も当然そこにかかってくるんじゃないかというところになりますと、所長さん以下部長さん、課長さんというふうな方が当然この管理者にならなければならぬ仕事の関係とかあるいは責任分担上動かないんじゃないか、例えば、所長さん以外の方にその責任を持てないあなたが防護管理者ですと云つてもそれはなかなか全体には動きにくいんじゃないかという感じが私はいたしますが、一つの研究所の場合ですと所長を中心にして仕事上の組織がございしますね、そういう形でやはり体制づくりというものがされていくんでしょ

ね。○政府委員(石塚實君) それぞれの事業所によりましていろいろな体制あるいはいろいろな人的構成になっていくというふうには理解されるわけだと思ひますけれども、こういった事業所内におきまして関係する業務を統一的に管理することができ、権限を有する地位にある人でございすればそれ相当の知識も備えておられる、あるいはそういう人がたまたまその地位におられない場合には代替できるようなポストには少なくともそういう技術的な知識を持つておられる人がほかにおられるであらう、そういったことを総合的に事業者において勘案をいたしまして、事業者が最も適任と思ひれる方を選任しそれを国に届け出たのだといううことでございしますので、その態様は事業所の内部の事情によつてさまざまであらうというふう

に考えられます。

○小西博行君 多分私が申し上げたような格好にならざるを得ないんじゃないか、そういうふうにちょっと感じるわけです。

さて、実は私もこの間、同僚委員と一緒に動燃あるいは研究所勉強させていただいたわけですが、ちやうどお昼御飯のときにもしテロなんかが入つてきたらどうなるんでしようねというお話をしてきたらどうなるんでしようねというお話が、何分以内に駆けつけますというふうなお話があったもので、そうはいっても事前にそういうことを予知していろいろな方策はとれるのかという心配にもちやうどなつたものですから、その点をちやうと一、二点お尋ねしたいんですが、警察庁の方にも来ていただいていると思ひますが、特に私は、この間参りました動燃とか研究所、こういうところに対して、やっぱりひょっとしてひょっととするんかわからないというふうな観点から警察庁の方でも相当関心は持つておられるんじゃないか、そういう意味で、安全という見地からどのようにお考えになつておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(太田利邦君) 核物質施設に対する攻撃あるいは侵入、核物質の盗取、そういった不法行

為に對しましては、警察としてその未然防止に真剣に取り組んでいくとあります。

このため、警察では必要に応じて施設周辺の警戒あるいは警備計画の点検、補正、各種訓練の実施、関係機関との連携の強化などを行い、核物質施設に対する不法事案の未然防止と事案発生時の即応体制の確立に努めているところであります。

○小西博行君 警察としては非常にその点が、事件が起きますとゴースインが出るんだらうと思いますが、事前ということになりますとなかなか難しい面があるんじゃないかという感じも実はいたすわけですね。

いずれにしても、この核防護対策はとにかく万全を期さなければいけないということは、これは間違いないことだと思います。そのためにはどうしても犯罪予防という面が非常に大切じゃないか、警察の介入する分野も限定があるということになりますと当然運輸省あるいは通産あるいは科学技術庁、こういったところである程度予防対策といひますか施策を練られてやっぱり行動に移していかなければいけないという大きな問題があるんじゃないかと思ひまして、この三省庁でそれぞれどのようにしてやられるのか、これをお聞きしたいと思います。

○説明員(山本孝君) 運輸省の方からお答えさせていただきます。

まず、核物質の輸送中におきます犯罪を予防する措置につきましては、先生御案内のとおり、昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書に具体的な要件が示されております。これらの要件につきましては大部分は既に核物質輸送の安全確保のための現行の法規制において達成されております。

すなわち、核物質からの放射線が人に害を与えないよう頑丈な容器に収納した輸送物とすること、こういった安全の観点の規制がございまして、これは同時に容器自体が容易に持ち運びができない、こういうことになっております。それからまた、輸送物を輸送中に移動しないよう船体あるいは

は機体といったようなものに強固に積みつけることとしてございます。これはすなわち、それから容易に取り去ったり持ち去ったりができないということになっております。それから輸送物に容易に人が近づかないように、場合によっては収納した場所に施錠をするとかあるいは人が容易に近づけないような措置を講じるといったようなことを既に講じております。こういったことが同時に核物質防護のための予防措置として十分な効果を有していると考えております。

しかしながら、さらに今回、こういうことに加えて、例えば輸送中あるいは荷役中の核物質防護の輸送責任者、こういうものを選任させるとか、あるいはさらに同一経路とか同時刻の輸送、ワンパターンで繰り返さないとか、こういったようないわゆる原子力委員会報告書に示されておりますような要件を完全に満たすというために所要の規定を整備することといたしております。

それから、加えて、実際の輸送に際しましては関係官庁と十分連絡をとり合ひまして輸送中の防護に万全を期すように考えております。

以上でございます。

○説明員(三角逸郎君) 我が国の原子力発電所に關しますところの核物質防護の対策につきましては昭和五十六年の原子力委員会の決定の内容を踏まえて既に相当程度十分な措置が講じられていて、原子力発電所におきましては核物質防護のための措置といたしまして、一つには例えば核物質防護のための区域の設定をいたしますとか、これは具体的には不用な者だとか車両、不法侵入の早期発見のようなことで周辺に防護区域を設ける、それからさらに防護区域に次ぎまして、不法侵入防止だとか不法侵入の早期発見といったような観点でさらなる二重のフェンス等を設けるといったようなことの区域の設定をいたします。それからあと、区域の出入り監視といったようなことも行ひますし、それと加えて、例えば出入りの管理所間の相互の連絡といったようなこと

での通報連絡体制の整備といったようなこと、それからあわせて核物質防護に関する教育訓練といったようなことを実施するとともに、緊急時においても迅速かつ適切な措置がとれるように常日ごろからの連絡といったようなことも図っているところでございます。

まあ、そのように原子力発電所の防護対策につきましては従来より万全を期しているつもりでございますけれども、なお一層その充実を図っていきたく思ひますところでございます。

○小西博行君 科学技術庁はどうですか。

○政府委員(石塚實君) 先般来から申し上げておりますように昭和五十六年の原子力委員会が決めました要件、そういったものを政令あるいは府令で定めてまいる予定でございます。

○説明員(太田利邦君) 私、先生の御質問をもし誤解していたとしたら大変失礼でございますけれども、警察が核物質施設にかかわる核ジャック等の措置について事前にはなかなかというお話でしたけれども、ただ犯罪の未然防止という意味で申しますと、各種犯罪を防止するため必要な措置を講ずるというのは警察の当然の責務でありまして、その意味で、核物質施設に対する攻撃、侵入あるいは核物質の盗取等の不法行為を未然に防止するということ、そういう点についても他の犯罪防止と何ら異なるところはないということが警察の立場でありますので、もし私がちよつと事前には難しいという意味を犯罪予防、阻止の件と取り間違えていたとしたら失礼でございますが、一応そういうことでありますのでよろしくお願ひいたします。

○小西博行君 まあ、原子力とかあるいは原子力以外というように分けて、全く同じということではどうですか。

○説明員(太田利邦君) さようでございます。

○小西博行君 同じようなことで、犯罪が起ころうであれどももちろん調査もしないといけないし、予防もしないといけない。

ところで、発電所の場合は当然民間の一つの事業ということでやっておるわけですが、そういうところへ治安当局が入っていったらどうも事件が起ころうだというように内部をチェックするというのは、事業者からやっぱ要求があつて初めて出かけていくということになりますか。

○説明員(太田利邦君) そのあたり、私もどしどしはいわゆる防犯指導というような観点でいろいろなことを考えますけれども、それと同様のことであろうというふうに考えております。

○小西博行君 そういう意味で予防的な措置というのがすごく私は大切だと思ひますね。ちよつと言葉が適當ではないんですけど、例えば火事が随分発生する、消防の皆さんが努力して予防しておけばほとんど火事は出ない、むしろ火事を出さないということが消防の皆さんの本来の仕事ではないかと思ひます。ところが、逆にならぬ、そういう場合には何もしてないというやうな住民からの反発というのがあるやうな気がするわけですが、私はそうじゃなくてやっぱり予防的な措置を十分とることが非常に大切ではないか、そのように思ひますので、私は研究所なら研究所の内部のいろいろな安全に対する対策というのとはそれなりにしておられるやうな気がしてならないんです。これはもう電力関係でも、相当行かしていただいたし、研究所もそうです。しかし、一たんそういうやうな外部からのいろいろな侵入者によってそういう問題が起きたときに、どのように具体的に対応していくかというのが実はひとつ大きな問題ではないか、私はそのように思ひまして、その辺の対策を各官庁でうまくやっぱり一つのシステムを構築していかないといけない、起こつてしまつて慌てふためくというのが割合日本は多いですから、そういう体制を十分やっていた方がいい、そういう要望から私は今の質問を申し上げたわけですね。

さて、時間が大分迫つてまいりましたが、防災対策ですね、これは自然のいろいろな地震その他のものがございまして、そういう防災対策というのはかなり今までもやっておられるんじゃないかと思ひます。それと防護体制との関係ですね。

防護と防災は少し意味が、発生事由が違ふということがありまして違ふんだらうと、私もそういうように解釈しておるわけですが、しかし、少なくとも原子炉に關して異常が起る発生したというようにならうと、何かこの両方が同時に機能しなさいという感じがしないか。そういう意味で、特に周辺の住民の皆さん方の混乱その他ございませうね、それに対して私はこの二つの機能を何かいい形で一つにまとめておく部分があつてもいいんじゃないかというふうに思ふんです。その辺の考え方を聞かせ願ひたいと思ふんです。

○政府委員(石塚實君) 先生の御指摘はそれとおりに思ふ。

原子力施設におきましては一般的な災害、すなわち地震とか火災あるいは事故、そういったものにかかわります防災対策といたしまして、事故の発生防止あるいは事故の拡大の防止あるいは災害の防止といったことにつきまして必要な対策がとられてゐることは御案内のとおりでございます。

他方、原子力施設における核物質防護のための対策、これは核物質の盗取等によります不法な移転を防止するということを主眼とするものでございまして、区域の設定あるいは出入りの管理の実施、あるいは連絡通報体制の確立、そういったものが主な内容となつておるものでございます。

核物質の盗取といった緊急時の対応体制につきましては、盗取された核物質によつても汚染というふうな放射線あるいは放射能の事故が起る可能性ももちろん否定できないということでございまして、この辺は御指摘のとおりでございます。で、こういった場合には、無用な社会的混乱を防ぐためにも、当該汚染に対する安全対策上の措置としての核物質防護の対策とその両方の有機的なつながりを持つてこれを措置できるように万全の対策で臨むということは極めて重要なことかと思ひます。

放射線事故に發展したような場合には、災害防止のための対策と核物質防護のための対策、これ

は一部共通する部分も出てくるかと思ひますし、あるいは災害防止に責任を持つ原子炉等の主任技術者あるいはPPの管理者、こういった両者によります綿密な協力あるいは打ち合わせといったことも必要にならうかと思ひます。そういったことにつきましては、やはり防護措置の規定の中にきちつと位置づけるかそういうことをいたしまして、緊急時の対応体制についての重要性、これは原子力委員会の要件の中にもきちつとたわわてゐることでございまして、万漏なきを期すよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○小西博行君 発電所なんかの場合ですと、事件が発生した場合の防災マニュアル、どのように逃げるかとかどういふ対策をとつたらいのかというふうなことは私非常に大切だと思ふんですが、この防護の關係でも具体的にそういうマニュアル、例えば動燃とか研究所というのとはちやんとやばりそういうマニュアルがあつて、その訓練というのにはある程度やつてゐるんでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 核物質防護規定の中には教育訓練につきましても記載されることになっておりまして、核物質防護上の措置につきましても訓練あるいは教育、そういったものが行われることになつております。

○小西博行君 いやいや、行われることになつてゐるのはよくわかる。實際やつておるんでしょうか、現実に。

○政府委員(石塚實君) 現在、核物質防護については法律上これから明定していくわけでございますが、實際上は既に実施されてゐるというものでございまして、核物質防護につきましてもそれぞれ關係の部署におきまして訓練が行われてゐるというふうに承知をいたしております。

○小西博行君 多分起きないだらうという設定で余り真剣にやらないというのがこの種のものなんですね。ですから、私は、ぜひ事業所の内部でそういうことはまずやるべきだというのが一つ、それから、やっぱり近所の住民の方がいらつしやるも

のですから、そういう方々にもそういうマニュアル、これはもちろん住民としてのマニュアルですが、そういうものをつくつてどういふような形で対応するか、こういう二つのものですがね。

実は、この間テレビ朝日の「ニュースステーション」という久米安がやつてゐるあれ、もう恐らく見られた人も何人かいらつしやると思ふんですけれども、アメリカのそういう場合の防災のマニュアル、そして具体的な訓練の仕方、これがちよつとテレビで放映されておりましたよね。非常に具体的なんです。例えば、テレビはつけっぱなしにしない、窓は閉める、外出はしないこと、一番驚いたのは電話をかけるなというのがあるんですね、電話をかけるな。というのは一番大切な話がかかつてくると思ふんですが、一斉に電話をかけるなと全然つながらないということがどうもあるやうで、どこへ電話をするとかどこへ電話をしなさいと、具体的にそういうことまで詳細に明記してゐるというやうなお話をちよつとテレビでやつてゐたんですが、私は本来そうあるべきんじゃないかと思ふんです。その辺はどうでしょうかね。

○政府委員(石塚實君) 原子力の防災につきましては、これは地方自治体等關係機関におきまして地域防災計画等が作成され、万全の体制あるいは対策が講じられてゐるわけでございますが、周辺住民に対しまして原子力防災を含む原子力に関する知識の普及、啓蒙、こういった点につきましては、国におきましてはパンフレットを用ひまして広報を行うとか、あるいは各地方自治体が普及活動を実施する際の留意点あるいは具体的な参考例、そういったものをまとめてマニュアルを作成いたしたこともございまして、さらに広報・安全等対策交付金、こういった財政的な援助も地方自治体に対して国としては行つてゐるというのが現状でございます。

また、地方自治体におきましては、原子力防災

に關するパンフレットの配布をいたしましたり、また新聞の折り込み広告あるいは原子力施設の見学会、そういったことを主催するということも行つてゐるというふうに承知をいたしておるわけでございます。

今後とも広報を含む防災対策につきましては、地方自治体に対しより一層適切な指導を行うとともに、防災に關するパンフレットの作成等、そういったものの内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○小西博行君 今まで、どうなんでしょうか、こういう防災意識に對しての関心の度合いというのはアンケートなんかとられたことありますか。

○政府委員(石塚實君) 国といたしましては一般的に原子力モニターという制度を用ひてゐるんですが、御意見を伺うということもやつておりますが、あるいは地方自治体におきましてもそれなりの調査というものはなされてゐるのではないかと思ひます。ただ、こういったものに対する意識といふものは地方によつて多少ばらつきがあるんじゃないかというふうに感じておる次第でございます。

○小西博行君 それはもう原発のないところというのは、ほとんどもちろん関心ないだらうと思ひます。原発があるやうな県といふますか地方自治体にしましても、その関心の度合いが少ない。なぜ少ないのかといういろいろの調査があるやうですけれどもね。例えば、原発にもともと反対だからそういうやうな住民参加のいろいろな活動、防災に對する活動、こんなものには参加したくない。ところが、逆に原発には賛成の方も、もう安全だからそういうところへ行くことはないというやうなことでも非常に低いというやうなことが実はあるわけですね。それだけに何かいい方法を考えないと、問題がなければ一番いいんですけれども、さっきの火災の話のようにひよつとして問題が起つてしまつてはこれはもう普通の火事とは大違ひですから、そういう意味の啓蒙を私は何かの方

法で政府でやるべきじゃないかな、そういうふう
に感じるんですが、それに対する御意見はどうで
しょうか。

○政府委員(石塚實君) それぞれの地域におきま
す実情といえますか、そういったことにつきまし
てはそれぞれの地方自治体が一番よく知っている
わけでございまして、そういった広報が必要か、
どういった訓練が必要か、そういったことについ
ての地方自治体の御判断というのがやはりまず第
一であろうと思います。

そういったものが実施される場合には、国とい
なしまして財政的な援助あるいは技術面での支
援、そういったものをこれまで行っておるわけで
ございまして、そういった活動につきましましては、
地方自治体との私どもコンタクトもありましての
で、地方自治体の御意向等を踏まえまして必要に
応じいろいろと万全を期してまいりたいというふ
うに感じております。

○小西博行君 先へ進みますけれども、核物質防
護関連の研究開発、こういうことについて国は相
当いろいろ研究をしていらっしゃるんじゃないか
という感じはしているんです。例えばこの間、動
燃へ参りました実際に中へ入る場合のいろいろ
なチェックのシステムとかそういうものを拝見い
しました。それから、核そのものの組み立てを実
際に炉にセットするところを見せていただいたん
ですが、いかににも原始的で、これはもちろん実
験だから特に原始的なんだろうと思うんですが、何
か子供だましのようにコンベヤーが来て、そうし
てエレベーターですつと上がって、それから移動
してそれをつかんで炉に入れる、こういうような
本当に、むしろあれは全然人がいなくたって移動
できるし装てんでできるというふうに私は思ったん
です。

いうのは、人がとにかくつかめばつかむほど、あ
るいは作業者として入れば入るほどごみがつく、
そして不良品が出る、だからロボットで移動も全
部やる、こういうようなことで、もう現実にそう
やっていきますよね。

アメリカが非常に不良品が多いというのは、ど
うもその辺がいかにぬというとも言われているよ
うに、せつかくのこういうチャンスですから、私
はそれだけで相当研究するテーマがありはしない
かという感じがしてならないんですけれども、こ
の辺の研究というのは、現在の場合には実験するた
めに仕方なくやっているといるだろうと思ふん
で、それが一つの歯どめになっていると思うので、
それだけでも、そんなにやなくてともって抜本的に
研究ができればいいものか、それはどうでしょうか。

○政府委員(石塚實君) 御指摘のとおりでござい
まして、この核物質防護というものが有効に実施
されますような研究開発、それは私ども大変力を
入れて進めさせていただいております。

若干の御説明をさせていただきましますならば、ま
ず原子力研究所あるいは動力炉・核燃料開発事業
団、こういったところを中心といたしまして、例
えば出入り監視装置、それから侵入警報機器ある
いは外周フェンス等、こういったものの信頼性を
評価するための試験を実施しているということが
ございまして、また施設における不法侵入とか盗
取に対する防護対策、こういったもののシミュ
レーションをいたしまして、ある一つのモデルを
つくりましてそれで評価をしてみようというよう
な手法を使ひまして、すなわちハード面、ソフト面
を含めまして双方にわたる研究開発というものが
現在実施されてきておりまして、その一部につ
きましてはもう既に実用化しているというもので
ございます。

輸送容器でございまして、不法な接近を防止する
というふうなそういうコンテナを開発するとい
たようなことも現在実施をいたしております。
核物質防護の重要性にかんがみまして、研究開
発につきましてはこういったものが適切に実施さ
れるように今後とも配慮をまいりたいという
ふうに考えております。

○小西博行君 これも余談になりますが、いろん
な企業にノーハウがありますね。それで部外者に
全然見せないという企業がありまして、いろいろ
調べてみますと、本当にそれだけのノーハウがあ
るかと思ひますと、むしろおくられているから恥
ずかしくて見せないというのをこの間ふつと感じた
わけです。最先端の中身の研究というのはすごい
ことをやっていらつしやるんだらうけれども、し
かし、入るときにこうやって通るから大丈夫です
というふうに、自分も通って通りながら見てみた
らだけれども、しかしやっぱりこれじゃだめだろ
うと、実際は、

ですから、核の研究をしているところからヒ
ントを得るんじゃないかと、むしろほかの一般の民間
の非常に嚴重に上手にやっているとところもあり
ますから、そういう分野をかえって勉強したらいか
がなんでしょう。伝統のあるおまんじゅう屋へ
行くと、なるほどすばらしく人が入らぬようにし
ているなというふうなヒントもあるいは得られる
かも知れない。それは民間でもよくあるんです。
機械メーカーだったらお互いに機械メーカー同士
で物すごく勉強しているんだけれども、ひよつと
食品関係へ行ってみますと、あつというふうなヒ
ントがそこにあるわけです。ところが、機械屋は
食品の方は見に行かないんです。

そういうふうなことを私は何回か経験しており
ますが、恐らくもう少しすつきりしたすばらしい
もの、デザインももちろん含めてですけども、
できるんじゃないかな。今特にまた電子工学が非
常に進んでおりますから、機械的な分野でどん
どんやろうと思つたらいやにこつくて変なものにな
りますけれども、電子工学の分野でうまくやりま

すと、非常に小さくてスマートで頑丈なものとい
いますか、そういうこともまた設計ができるん
じゃないか。そういうことでちよつと感じたから
申し上げたいと思います。

もう時間がほとんどないんですけれども、最後
にちよつと申し上げたいんですが、核防護システ
ムの総合評価の手法、こういったものが導入できな
いだろうか。これも非常に広い分野にわたるもの
ですから、一体どういふファクターをとってど
ういう点数にすればいいかという問題もあるでし
うけれども、この研究所は何点だというよう
なことが、とある程度出るような体制をもうぜ
ひつくつておく必要があるんじゃないか。もちろ
ん事業者の性格によつてはそのウェイトの点数も
変えなきゃいけないだろうという感じがするん
です。特に危険物ということになりますとそう
だと思いますが、そういうような標準化というもの
が一つできますと、それが完璧なものじゃなく
も、もう少しこの点をよくしたいという一つの目
標にも実はなるんじゃないか。そういうことで、
私はそれを提案させていただきたいと思ふん
ですが、そういうものがもしおありになったら御意見
をいただきたいと思います。

○政府委員(石塚實君) 御指摘の核物質防護シ
ステムの総合評価手法、これは先生御指摘のとおり
大変有効かつ重要な手法というふうに私どもも認
識をいたしております。

この核物質防護装置は、当該施設における原子
力活動のいろいろな態様あるいは取り扱う核物質の
種類、あるいは量、立地条件、そういったものを総
合的に勘案したものになるということでございま
すので、そういった観点から核物質防護装置の有
効性というものを常に評価をしておく必要があ
り、そのための手法を開発するということが重要
であるということで、私どもも過去こういった検
討をいたしております。まだ完全なものに仕上
がっていないことと、こつとこつと進められ
ても、今後事業者が実施いたします核物質防護のた
めの措置、こういったものを適切に実施していた

だくために、こういった勉強結果、研究結果というものが反映されるように、事業者による防護規定の策定といったようなものに対する審査を通じてまいてそういう研究成果といったものを活用してまいりたいというふうに考えております。手法として確立しているわけじゃございませんが、検討は続けております。

○小西博行君 と申しますのは、こういう委員会です。それぞれ審議する場合でも、確かに日本の核の問題については非常に安全なんだけれども、全体の中ではこの部分が少し弱い、ここまでは進んでいないという一つの指標になるだろうと思うんです。そうしないと、皆さんの頭の中にそれぞれの分野がありますから、たとえそれは小さい問題でも本人にとつたら大きい問題ということにとらえる場合も私はたくさんあるだろうと思うんです。それだけに、何かそういう標準型みたいなものでどこまで進行しているというのが一目瞭然でわかるような体制をつくっていく必要があるんじゃないか。そのことが次の技術の発展というものにもつながっていく。

最後に、大臣、そういうことでごく狭い分野で質問させていただいたんですが、いずれにしても日本の現在までの核の扱いというのはそれほど失敗なしにやってきた。しかし、これ一回失敗いたしますともう大変なことでありますから、そういう意味で私は省庁の皆さん方にも本当にこれから先も努力をぜひしていただきたいという願いがございます。そういう意味で、最後に長官の決意なり聞けたら幸いです。これで終わりたいと思います。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 小西委員から原子力政策について適切な、また御示唆に富んだ御指摘を賜りまして、大変強く感じております。

先生御指摘の防災対策、防護対策等々も含めまして原子力についての国民の、しかも住民だけでなく、また当事者だけでなく、全国民すべてについて正しい理解が得られるように、もつと言うなら国際的に、原子力先進国もまた後進国も含

めて原子力についての正しい理解が得られますように、御指摘の点につきましても重々我々も心にしてきめの細かい対策を進めて、先生御指摘のとおり総発電量の二八%、やがて四〇%にもなると言われておりますこの原子力発電の安定的なまた着実な推進のために全力を尽くし、また原子力政策につきましても謙虚の上にも謙虚に、どんなに謙虚であつても謙虚過ぎることはないわけでございますから、何回も申し上げてお耳ざわりだと思いますけれども、私は原子力政策についてはあつものに懲りてなますを吹くというぐらゐの謙虚さを持つて、しかしこれが将来の日本、また将来の人類の福祉のために必ず役立つものだという信念なり確信なり、ある意味では誇りを持つて、また使命感を持つて原子力政策というものを進めてまいりたいと思つております。

そのためには国会、特に当該委員の皆様方の、これまでも御支援を賜つておりましたけれども、これまでも以上の御支援をお願いする以外にはこの今の厳しい原子力を取り巻く情勢を突破することはできませんので、この上ともの御支援と御協力を委員会の皆様方にお願いを申し上げます。このように考えております。

○委員長(飯田忠雄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和六十三年五月三十日印刷

昭和六十三年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局